

対ニチアス損害訴訟・地労委

北海道・岐阜・神奈川・奈良●勝利和解等

黙っては受け取らない

札幌・岐阜・奈良地裁で同時進行していたニチアスを相手取った損害賠償裁判。

進行が早かった札幌地裁で、2012年11月20日、和解が成立した。原告大谷定子さんらの頑張りと、原告代理人古川武志弁護士の奮闘、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北海道支部の方々などの支援によって「下請差別（低額補償）」「口外禁止の秘密処理」というニチアスの被害補償基本姿勢を許さない、実質完全勝利を勝ち取った。

札幌地裁は2012年8月23日に結審し、裁判所が和解の可能性を双方に打診してきた。当初、ニチアス側は安全配慮義務違反はないが、道義的責任から石綿救済法を参考に300万円の支払いと回答してきたため、原告側は拒否して、地裁での和解協議に臨んだ。

10月17日の和解協議でニチアスはこの回答を維持したが、裁判所から、ニチアスの責任ありを前提に和解できないか、もう一度検討するよう要請され、ニチアスは持ち帰った。11月2日の和解協議では、「3,700万円、和解金額の秘密条項をつける」というニ

チアスの提案に対して、原告側は「和解提示額の4,158万7,133円のうち7,133円はまけるが、それ以上は1円もまけない。1億円払うと言われても秘密条項はつけない」と拒否し、またしてもニチアス持ち帰りとなった。

そして、これでだめなら和解打ち切り12月27日判決、となる11月20日の和解協議。原告側は事前に、和解条件を譲歩するつもりはなく、ニチアスがのまければ和解を打ち切るようにとの意見を書面で裁判所に提出していた。にもかかわらずニチアスは、裁判所に「何とか譲歩できないか確認してくれ」と泣きつき、裁判官は「古川先生ができないと言ってからできないですよ」と応じたのに、またも食い下がって、裁判官が笑いながら「譲歩なんかしないですよ」と確認を求め、古川弁護士が「当然です」という、わけのわからないやりとりをやったあげく、ニチアスが和解に応じるということで、和解成立となったのだった。

札幌地裁では、定子さんの夫敏男さんの石綿肺死亡と定子さん自身の胸膜プラーク被害の損害賠償を求めた。和解では、敏男さんについての損害賠償として和解金を受け取り、定子さん

の損害請求については放棄することになった。「家族曝露による胸膜プラーク被害」についての闘いは、今後、また別の機会へ持ち越すかたちとなった。

「口外禁止」固執で決裂

岐阜地裁では、12月20日、原告山田益美さんと会社側証人2名の証人尋問が行われた。山田さんは当時の劣悪な作業状況と粉じん対策をありのままに証言し、会社側証人2名は山田証言を否定したいニチアスの言い分を擁護しようとして、墓穴を掘った。

会社側証人のひとりは、住(すみ)庸子という67歳の女性。1963年に入社、ずっと総務で働き、定年退職後も労災補償手続や秘密条項付の見舞金支払い業務の中心にいる人間だ。

彼女は現場で働いたことはないため、ほとんどすべて、誰々からはこう聞いている、という証言に終始した。よく現場に行ったので自分もわかるとして、いくつか当時の現場作業状況について証言をしたが、内容があやふやで、反対尋問では、自身が粉じん作業現場に用事で行くときに、上司にマスクをするようには指導されてはいなかった、と白状してしまう始末だった。自身が石綿健康管理手帳を所持しているかとの質問には、自分のプライバシーだから答えないとしながら、年2回健診を受けていることを認め、石綿に関連する疾患ではないか、との質問には、答えられない、という体たらくだった。

住自身が熟知しているはずの

補償業務に関連した質問、例えば、ニチアス羽島工場の過去の補償件数を聞かれても、わからないと答えるなど、不真面目な証言態度は呆れるばかりだった。

会社側証人のもう一人は、吉村弘という男性。吉村は現場作業をしたことがあるが、肝心の山田さんが行った作業状況についての証言がなく、一体何のための証人なのかわからなかった。

証人調べを終え、裁判所は和解協議を勧め、2月4日に協議が行われた。

原告側は和解条件を書面にして臨んだが、ニチアスは「口外禁止条項を入れることが和解の第一条件だ」としたため、和解は決裂した。不誠実、破廉恥きわまるとはこのことだろう。

山田さんの被害は、石綿によるじん肺、すなわち、石綿肺。じん肺法の管理区分決定は、管理2の決定を受けている。かつては、胸水が溜まり入院歴もあるが、現在は合併症がない状態で労災保険の適用は受けていない。しかし、徐々に息切れなどの症状が強くなっており、労災認定をされていないというだけのことだ。ニチアスは不当にも、こうした立場の退職者に対しては、きわめて低額の見舞金ですませてきているのだ。

神奈川県労委・新たな提訴

山田さんの証人尋問のあった12月20日、同じ羽島工場で1960年から1995年まで働き、現在、石綿肺管理4で労災療養中のTさんが、ニチアスを相手取り2,640

万円の損害賠償を求める訴えを岐阜地裁に起こした。

Tさんは山田さんの元同僚である。山田さんは、1959年から1967年まで羽島工場で働いており、ともに保温材製造にたずさわっていた。Tさんは在職中に石綿肺を発症し、退職前の1994年には現場から総務課に配置転換され、退職時には、じん肺管理3イだった。

退職後、体調は徐々に下降し、2009年に知人の紹介で名古屋労災職業病研究会代表（当時）杉浦裕医師の杉浦医院に受診し、あらためて管理区分申請を行い、同年12月に管理4の認定を受け、労災療養を開始した。その後、Tさんは山田さんとともにアスベストユニオンに加入し、アスベストユニオンはニチアスに団交を申し入れ、ニチアスは団交に応じた。団交で、アスベストユニオンは羽島工場の被害・補償状況、見舞金規定の開示を求めるとともに、両人に対する被害補償に誠実に応じるように求めた。

しかし、ニチアスは「両人の個人補償だけについてだけ話し合いに応じる。そのほかは一切応じない。また、山田さんについては裁判で係争中であるし、Tさんには退職時に600万円を支払っており、そのとき、今後の請求はしないということで署名、捺印してもらっているのだから、一切補償には応じない」と対応してきた。

被害・補償状況や補償基準として社員に適用している見舞金規程の開示についてもニチアスは「見せる必要はない」と突っぱ

ね続け、まったく名ばかりの団交に終始せざるを得なかった。

団交は2012年2月16日、4月5日、6月7日と行われたが、このように典型的な不誠実な対応をニチアスが続けたため、アスベストユニオンはこれを不当労働行為として、その救済を神奈川県労働委員会に8月1日付けで申し立てた。

バカにするな!

Tさんは退職時にじん肺管理3イだったことから、当時の内部の見舞金規程に基づいて600万円を受け取った。その領収証に「私を始め家族の者よりじん肺に関し、いかなる事情が生じても補償等につき何等一切の異議を申し立てないことを確約いたします」という文言が挿入されていた。

しかし、将来的に高い確率で症状が悪化し死亡することもあり得ることや見舞金規程の説明や提示もなく、ニチアスはTさんに署名捺印させたにすぎない。

これを盾にとっけていま、ニチアスは管理4に相当する補償を拒否している。きわめて、不当なことだ。同様な仕打ちを受けている退職者は相当数いるだろう。裁判を通じて、こうした被害者をバカにした不当なやり方をなんとしてもやめさせなければならない。

今後、山田さん、Tさんの闘いは、アスベストユニオンとともに、岐阜地裁と神奈川県労委で続いていく。

次回弁論は、4月18日午後4時30分岐阜地裁302法廷。山田さんについては最終準備書面提出、Tさんは弁論進行となる。

文書提出命令出る

奈良地裁では、原告3名（仲井力さん、北村昌三さん、勝村正信さん）の当時の石綿曝露作業や原告の健康障害をめぐる書面、意見書の応酬が続いている。なかでも、被害の舞台ニチアス王寺工場の石綿曝露状況に関する資料を一切出さないニチアスに対して、原告側から関連文書の提出命令を裁判所から出すよう、2012年5月7日に申立て、主張・反論を続けていた件で、12月18日の弁論で裁判所は1月31日までに結論を文書で明らかにする、と表明した。1月31日、裁判所は、提出命令を申し立てた文書のうち、1文書のみを認め、ニチアスに文書提出を命じた。これに対して原告側は、敗訴部分の取り消しなどを求める即時抗告を大阪高裁に行った。

ちなみに、裁判所がニチアスに文書の提出を命じたのは、次の内容である。

ニチアス王寺工場において就労していた従業員に関する

- ① じん肺管理区分決定を受けた者に関するじん肺管理区分決定通知書及び職歴票ならびにじん肺健康診断に関する記録
- ② 労災認定を受けた者に関する労働者災害補償保険請求書の写し及び同請求書に添付された職歴証明書の写し
- ③ 石綿健康管理手帳の交付を受けた者に関する石綿健康管理手帳交付申請書の写し及び同申請所に添付された

職歴証明書の写し

これらの文書は、原告側が「原告らがアスベスト粉じんに曝露したかどうか争点であるこの裁判において、被告ニチアスからは各原告の作業場所における粉じんの客観的証拠が提出されていないなかで、これらの文書は、原告らと同職場の同じような時期に就労したものに、①ないし③の者が多数いれば、その作業場所における粉じんの飛散は多かったと推認することができること」、「これらの文書をニチアスが所持していること」から提出を命ずるよう求めていたものだ。

次回弁論は、3月4日午後4時奈良地裁101法廷。文書提出命令や原告の損害についての応酬となる見込みだ。そして今年、証人調べが行われる見込み。最大の山場を迎える。

再び奈良県労委に申し立て

そもそもニチアス・関連企業退職者分会組合員の損害賠償裁判は、ニチアスが分会との団体交渉を拒否したことを発端にしている。分会の団交申し入れは、2006年9月20日までさかのぼる。

この団交拒否については、奈良県労委が不当労働行為として認定（2008年7月24日）、ニチアスに団交を命じた。しかし、中労委がこの命令を覆したために（2010年5月24日）、分会は中労委命令の取り消しを求めて東京地裁に提訴した。

事ここに及び、分会組合員の補償問題の解決をこれ以上遅延できないとの判断にもとづ

いて、2010年10月28日、3地裁に損害賠償裁判を提訴することになった。

そして、中労委命令の取り消しについて東京地裁は請求棄却の判決を出した（2012年5月16日）が、判決理由の中では、組合の団体交渉権を明確に認めた。

実はこの間、同じように退職者の結成した労働組合の団交権が認められるかどうか争われた住友ゴム事件で、2011年11月10日、最高裁が団交権を認めると判決していて、このことが、東京地裁判決の判決内容に直接影響したものだ。

こうした、退職石綿被害者の組合の団交権が司法判断上確定する状況を受けて、損害賠償裁判と平行して、ニチアスと直接団交で話し合うことに決め、2012年6月21日付けでニチアスに団交を申し入れた。

ところが団交は9月3日、10月29日の2回行われたものの、上述の岐阜のアスベストユニオンと全く同様なニチアスの不誠実な対応が明らかになったため、やむを得ず、本年1月30日付けで、再び奈良県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てるに至った。

奈良での闘いも岐阜と同様に、裁判と労働委員会を舞台に進んでいくことになった。

さらなるご支援を！

ニチアスとの闘いは、大谷さんを原告とする札幌の勝利で、下請差別と秘密条項押しつけを打ち破り、大きく一歩踏み出した。

だが、札幌地裁と岐阜地裁で

の和解協議へのニチアスの対応、団交における不誠実きまわる姿勢をみると、石綿被害者に誠実に向き合おうとしない、ニチアスのブラックな企業体質がはっきりわかる。

岐阜地裁の闘いは、非労災認定被害者（じん肺管理区分「管理2」合併症なし、等）に対して、不当に低額の補償を「口外禁止条項」や「今後は一切なし条項」で押しつけてきたニチアスの卑劣な手法を改めさせ、正当な補償を行わせる闘いだ。

奈良地裁は、プラーク有所見者健康管理手帳所持者2名、良性石綿胸水労災認定者1名が原告。労災認定を受けるほどの石綿疾患（良性石綿胸水）を発症し、現在ではじん肺管理4相当の肺機能障害を背負わされた勝村さんはもちろんのこと、プラーク有所見であることは職業的石綿曝露歴の動かぬ証拠であって、ニチアスの安全配慮の不備を原因とする、明らかな石綿疾患発病リスクを負った仲井さん、北村さんに対する企業責任を明らかにする闘いだ。

神奈川と奈良の地方労働委員会の闘いもはじまった。

岡山では、ニチアスの下請け企業「ナカハラ」（旧中原築炉）の元男性労働者が石綿肺管理4と肺がんについての損害賠償をナカハラとニチアス相手に求める裁判を2012年3月に提訴し係争中だ。原告はニチアス・関連企業退職者分会に加入している。

国外では、韓国の釜山でのニチアスの合併企業が起こしたア

スベスト被害についての被害の元凶であるニチアスなどを相手取った損害賠償裁判の控訴審が闘われている。ニチアスは一審では免罪されたが、控訴審の行方が注目されている。

ニチアスは韓国以外のアジア各国に進出し、アスベスト製品を作り続けてきた。これによる被害が問われる日も遠くないだろう。

ニチアス損害賠償裁判はブラック石綿企業ニチアスに鉄槌

を下す闘いであり、同時に、プラーク有所見者を含むすべての石綿被害者への正当な補償と救済を社会的に広く実現するための闘いの一環でもあり、韓国などアジアのアスベスト被害者と連帯する闘いだ。

あらめて、皆さんのご支援と注目を訴える。



（全造船ニチアス・関連企業退職者分会／アスベストユニオン）

シンポジウム「震災とアスベスト」

宮城・兵庫●二元中継で 1・17から3・11へ

阪神・淡路大震災から18年、東日本大震災から2年になろうとする1月12日、神戸と宮城県石巻市を二元中継で結ぶ、シンポジウム「震災とアスベスト—1.17から3.11へ」を開催した。立命館アスベスト研究プロジェクトとNPO法人ひょうご労働安全衛生センターの主催で、石巻会場は東京労働安全衛生センターとアスベストセンターが担当した。2会場で240人以上の参加者があった。神戸会場のロビーでは、マンガ「石の綿」の原画展を開催したが、多くの方が足を止めて見入っている姿が印象的であった。

◆作業員8割防じんマスクなし

はじめに、阪神・淡路大震災で倒壊建物の解体や瓦礫の分別・運搬・処理などに従事した作

業員に対してアンケートを行った立命館大学の南慎二郎研究員から報告があった。震災時に作業経験がある128名の内、防じんマスクを着用していたのは約18%しかなく、約80%は防じんマスクを着用していなかったと回答。ガーゼマスクやタオルの使用は約55%であった。

粉じん飛散状況でも、「非常に粉じんがひどかった」が約27%、「いつもほこりっぽかった」が約47%で、合わせると約74%にも上り、毎日、粉じんの舞う環境下での作業であったことが明らかとなった。南さんは、「厳密に震災曝露と限定はできないが」と前置きをされ、「6名の方が、現在の呼吸器疾患に罹患し、アスベスト関連の所見があるとの回答があった。20名に1名の割合となる。復